

島原市お気持ちをテイクアウト事業 登録店確認フローチャート

下記内容を確認し、「はい」・「いいえ」を○で囲んで下さい。

島原市内に店舗等を有し、新型コロナウイルス感染症への適切な対策を行い、その店舗等に限り食事券を利用可能とすることができる事業者である。



はい

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得し、次のいずれかの事業を営んでいる。

①飲食店

（その場所で調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業者。宿泊施設のレストラン等含む。）

②持ち帰り・配達飲食サービス業

（その場所で調理した飲食料品を提供する事業者のうち、その場所で飲食させる設備を有さない事業者。）



はい

業種が次のいずれかである。

①主として各種飲食料品販売業（例：スーパーなど各種食料品店等）

②コンビニエンスストア

③移動販売業（例：キッチンカー、街商等）

④主としてスペース利用がサービスの対価となる業種

（例：カラオケボックス、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウス等）

⑤利用者が限定される店舗等（例：社員食堂等）



いいえ

次のいずれかに該当する。

①事業者が特定の宗教・政治団体と関係を有する者である。

②事業者が島原市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号及び第2号に規定する者又は密接な関係を有する者である。



いいえ

登録店の受付を行います。

（但し、内容確認後、登録店となれない場合もございます。）

いいえ

いいえ

はい

はい

登録店になれない

※判断が難しい場合は、発行者（島原商工会議所・有明町商工会）及び島原市で協議をさせていただきます。
その場合、しばらくお時間を頂きますので、ご了承願います。

事業所名